

碧南市建設工事総合評価落札方式入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第6号以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(碧南市総合評価審議部会)

第2条 総合評価落札方式を適切に実施するため、碧南市入札審査委員会（以下「入札審査会」という。）の下部組織として、総合評価審議部会（以下「審議部会」という）を設置する。

2 審議部会は、次に掲げるもので組織する。

(1) 審議部会の部会長は、入札の執行、契約の締結を行う部局の長をもって充てる。

(2) 審議部会の部会員は、土木港湾課長、都市計画課長、建築課長、都市整備課長、水道課長及び下水道課長で構成するものとする。

3 審議部会は、工事担当課の要請を受け、部会長が必要に応じて開催する。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事で、設計金額が5千万円を超える工事の中から審議部会における審議を経て入札審査会で決定する。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が碧南市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項について、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

4 落札者決定基準は、審議部会における審議を経て、入札審査会において決定するもの

とする。

(入札参加資格等の公告・通知)

第5条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6の規定により公告しなければならない事項のほか、次に掲げる事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行うこと
- (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う理由

2 総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、必要な事項のほか、次に掲げる事項について通知する。

- (1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行うこと
- (2) 当該総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 技術提案の様式
- (4) 総合評価落札方式による指名競争入札を行う理由

3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

(評価基準)

第6条 一般競争入札においての評価基準は、前条第3項の技術的能力の審査の要件を満たす者について、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。

- (1) 評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び地域精通度地域貢献度に関する事項等とする。
- (2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術能力等の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

2 指名競争入札においての評価基準は、次の評価項目により得点を配分して行うものとする。なお、技術提案等は、第6条第2項の指名通知書に記載する様式により入札に先

駆けて指名した者から受けるものとし、所定の期日内に提出がなかった者については指名を辞退したものとみなす。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び過去3か年の類似工事の施工実績、地域貢献度等とする。
- (2) 得点配分は、技術的能力を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術得点の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目の配分点はその必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点（100点）＋加算点（最大40点）

評価値＝評価点／入札価格×10,000

(施工計画提案の審査)

第8条 技術提案等のうち施工計画提案がある場合の審査は、審議部会にて行う。この場合、学識経験者に意見を聞かなければならない。

- 2 審議部会は、審査した施工計画提案の評価を付して入札審査会へ提出し、入札審査会において評価結果を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 入札執行担当課長（以下「担当課長」という。）は、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、一般競争入札においては入札参加資格確認通知により、技術的能力の審査結果の通知を行うものとする。

- 2 技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、担当課長は、その理由を記載した書面により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、入札に参加することを認められない旨の通知を受けた者は、担当課長に対し通知を受け取った日から5日（碧南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年碧南市条例第7号）第9条に規定する碧南市の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとする。

2 担当課長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

（落札者の決定）

第11条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 技術的要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価点が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という）を下回っていないこと。

2 落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前項にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

（落札者の公表等）

第12条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

（低入札調査基準価格）

第13条 総合評価落札方式による入札を行った結果、第8条の規定により算出された評価値の最も高い者が、碧南市低入札価格調査実施要領第4条に規定する調査基準価格を下回った場合は、同要領の規定により調査を行うものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか建設工事総合評価落札入札について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。